

山陽小野田市スポーツ協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、山陽小野田市スポーツ協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を山陽小野田市文化スポーツ推進課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、市民のスポーツの普及と体力向上及びアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会、講習会等スポーツに関する各種行事を実施すること。
- (2) スポーツに関する調査、研究、宣伝及び啓発を行うこと。
- (3) 市民スポーツの指導奨励をすること。
- (4) 各種加盟団体の組織強化及び相互の連絡協調を図ること。
- (5) スポーツ功労者、優秀団体及び選手等の表彰を行うこと。
- (6) その他協会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章 組織及び加盟団体

(組織)

第5条 協会は、山陽小野田市内のアマチュアスポーツ競技団体、学校スポーツ団体及びその他のスポーツ団体をもって組織する。

(加盟団体)

第6条 協会は、前条の団体で理事会及び評議員会（以下「総会」という。）において承認されたものを加盟団体とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、第3条の趣旨に賛同し、協会活動を支援する目的で賛助会費を納入した団体（企業、その他）又は個人とする。

(会 費)

第8条 加盟団体及び賛助会員は、下記に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 会費の年額は、下記のとおりとする。

- (1) 加盟団体会費 10,000円以上
- (2) 賛助会員 (団体) 3,000円以上
(個人) 2,000円以上

3 会費は、入会の際納入するものとし、その後は毎年度1回の納入で既納の会費は返済しないものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第9条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名
- (6) 評議員 加盟団体から1名

(役員を選任)

第10条 役員を選任の要領は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、専務理事は、理事会において推挙し、総会で承認を受ける。

(2) 理事は、次の区分により選出し、総会で承認を受ける。

ア 加盟団体代表理事 加盟団体から推挙された者とする。

イ 会長指名理事 学識経験者

関係行政機関の職員

賛助会員の代表者

(3) 監事は、理事会において推挙し、総会で承認を受ける。

(4) 評議員は、各加盟団体から1名選出する。

評議員が評議員以外の役員に選出されたときは、その加盟団体から改

めて評議員を選出するものとする。ただし、監事の場合はこれを兼務することができる。

(役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

3 専務理事は、会議の議決に基づき会務を管掌する。

4 理事は、理事会を構成し、会務について審議、執行する。

5 監事は、会計を監査する。

6 評議員は、総会に出席して議案を審議、決定する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(1) 補充(欠)役員任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(顧問)

第13条 協会に顧問を置くことができる。

(1) 顧問は、理事会において推挙し、総会で承認を受ける。

(2) 顧問は、会長又は理事会に対し助言し、会議に出席して意見を述べるることができる。

第5章 会議

(会議の種類及び招集)

第14条 会議は、総会、理事会とし、会長が招集する。

2 会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、それぞれ毎年1回開くほか、会長が必要と認めたとき、又は役員3分の2以上の要求があったとき開くものとする。

(議長)

第15条 総会の議長は、会議開催の際、評議員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、

議長がこれを決定する。

(総 会)

第17条 総会は、役員をもって構成し、次の事項を付議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改正に関する事項
- (3) 年間行事に関する事項
- (4) その他重要事項

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を付議する。

- (1) 協会の事業に関する一切の計画及び運営に関する事項
- (2) 加盟団体の新設、廃止に関する事項
- (3) 総会に提出すべき事項
- (4) その他重要事項

(議事録)

第19条 会議に際しては、議事録を作成し、出席者の状況、議事の経過及びその結果を記載しなければならない。

2 議事録には、議長及び2人以上の役員が署名しなければならない。

3 前項の議事録に署名する役員は、議長が指名する。

第6章 財 務

(収 入)

第20条 協会の収入は、会費、補助金、登録金、寄付金、事業収入、及びその他の収入とする。

(支 出)

第21条 協会の経費の支出は、専務理事が行ない決議された予算に基づき支出する。

(特別会計)

第22条 協会は特定の目的のために、特別会計を設けることができる。

- (1) 特別会計の目的、管理の要領等については、理事会においてこれを定め、総会において承認を受ける。

(会計年度)

第23条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(決算、監査)

第24条 協会の収支決算は、会計年度終了後すみやかに決算を行い、監事の監査を受けた後、総会の承認を受けなければならない。

(委任)

第25条 この会則に定めるほか、必要なものは会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年4月1日からこれを施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の日の前日までに、合併前の小野田市体育協会会則または山陽町体育協会会則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

1 この会則は、平成24年6月8日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成26年5月23日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成27年1月30日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成28年5月20日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成29年5月26日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、平成30年5月25日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、令和2年6月1日からこれを施行する。

(施行期日)

1 この会則は、令和5年4月1日からこれを施行する。
(施行期日)

1 この会則は、令和8年4月1日からこれを施行する。